

富山高岡広域都市計画地区計画の変更（高岡市決定）

都市計画中曽根地区地区計画を次のように変更する。

名 称	中曽根地区地区計画	
位 置	高岡市中曽根の一部	
面 積	約25.0ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、高岡市中心部より北東約6.0kmに飛び市街地を形成している牧野地区の南部に位置している。</p> <p>当地区では、中曽根土地区画整理事業により、都市計画道路新湊漁港中曽根線及び中曽根東西線の幹線道路や区画道路、並びに公園などの都市基盤施設の整備が進められている。</p> <p>本計画は、土地区画整理事業等の効果の維持増進を図り、緑豊かで、良好な居住環境の住宅地及び周辺と調和のとれた快適で良好な市街地の形成を目指すものである。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区中央部を縦断する都市計画道路中曽根東西線の西側の地区（A地区）には、周辺の住環境に配慮した利便性、安全性に優れた市街地の創出を図る。</p> <p>上記以外の地区（B地区）は、緑豊かで、良好な居住環境の維持・形成を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地区内の道路は、幹線道路である都市計画道路新湊漁港中曽根線及び中曽根東西線を軸とし、それを補完する主要区画道路を土地利用との整合を図りながら適正に配置する。</p> <p>また、適正な規模の街区を形成するために必要な区画道路を配置し、これらの道路を土地区画整理事業により整備する。さらに、地区内に公園を設け、生活環境の維持・向上を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>1 B地区は、良好な中高層住宅の立地を図る地区とする。</p> <p>2 A地区は、周辺の住環境に配慮するとともに利便性、安全性に優れたまちづくりを図る地区とする。</p>

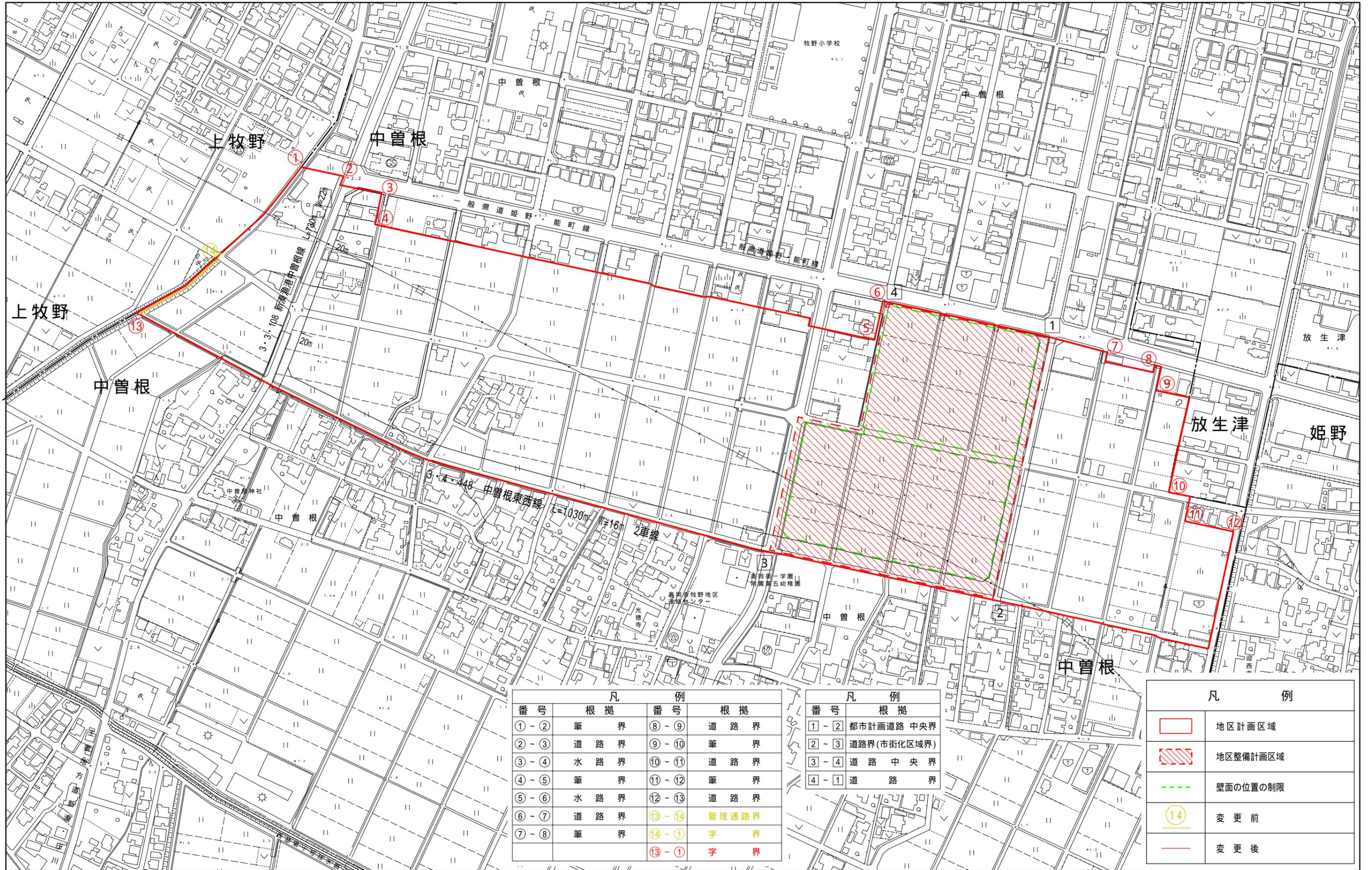
地区整備計画	建築物等に関する こと	地区の区分	地区の名称	中曽根地区A地区
			地区の面積	約5.6ha
		建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二(イ)項第一号から六号及び第八号、九号に掲げるもの。</p> <p>(2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの。 ただし、第一種住居地域内においては、その用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの。</p> <p>(3) 建築基準法別表第二(ハ)項第二号から四号及び第七号に掲げるもの。</p> <p>(4) 建築基準法別表第二(ニ)項第四号及び五号に掲げるもの。</p> <p>(5) 建築基準法別表第二(ホ)項第二号から四号に掲げるもの。 ただし、第二種住居地域内においては、第四号を除く。</p> <p>(6) 建築基準法別表第二(ヘ)項第一号から三号及び第五号に掲げるもの。</p> <p>(7) 事務所、その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの。</p> <p>(8) 自動車車庫(建築基準法施行令第百三十条の八で定める建築物に附属する自動車車庫を除く)。</p> <p>(9) 畜舎。</p>	
		壁面の位置の制限	<p>1 道路境界線(隅切部分を除く)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という)の面までの距離の最低限度は、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、かつ、平屋の附属建築物(以下「附属建築物」という)は0.5メートルとし、附属建築物以外は次のとおりとする。</p> <p>(1) 幅員が8メートル以上の道路に接する敷地については、2.0メートル。</p> <p>(2) 前号以外の道路に接する敷地については、1.5メートル。</p> <p>2 隣地境界線から外壁等の面までの距離の最低限度は1.0メートルとする。ただし、附属建築物についてはこの限りでない。</p>	
垣又はさくの構造の制限	<p>生垣とする。ただし、隣接宅地の境界線についてやむを得ず生垣以外の構造とする場合、高さは、建築物の敷地に接する道路の路面の中心から1.2メートル以下とする。</p>			
備考	用途制限は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)の規定の例による。			

「区域は計画図表示のとおり」

理由

土地区画整理事業の事業計画の変更により事業区域も変更されることから、地区計画の区域も変更するものである。

富山高岡広域都市計画



凡 例		凡 例	
番号	根拠	番号	根拠
① - ②	筆界	⑧ - ⑨	道路界
② - ③	道路界	⑨ - ⑩	筆界
③ - ④	水路界	⑩ - ⑪	道路界
④ - ⑤	筆界	⑪ - ⑫	筆界
⑤ - ⑥	水路界	⑫ - ⑬	道路界
⑥ - ⑦	道路界	⑬ - ⑭	管理通路界
⑦ - ⑧	筆界	⑭ - ①	字界
		⑬ - ①	字界

凡 例	
番号	根拠
① - ②	都市計画道路中央界
② - ③	道路界(市街化区域界)
③ - ④	道路中央界
④ - ①	道路界

凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	壁面の位置の制限
	変更前
	変更後

